

道路監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路監理員規程の一部を改正する訓令

道路監理員規程（昭和46年岩手県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (報告) 第4条 道路監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、 <u>別記様式</u> により、知事又は関係広域振興局長に報告しなければ ならない。 | (報告) 第4条 道路監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、 <u>別に定める様式</u> により、知事又は関係広域振興局長に報告し なければならない。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。